

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年2月25日

分任支出負担行爲担当官九州地方整備局
熊本河川国道事務所長 鈴木 学

1 調達内容等

- | | |
|--------------|-----------------------------------|
| (1) 業務件名及び数量 | 令和2年度 排水ポンプ車及び
維持用機械等点検整備業務 1式 |
| (2) 業務案件の特質等 | 入札説明書による。 |
| (3) 履行期間 | 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで |
| (4) 履行場所 | 熊本県熊本市南区野田1-3-1外 |
| (5) 入札方法 | |

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

なお、入札書には、点検整備価格、消費税及び地方消費税額、自動車総合保険料（任意保険料）、自動車損害賠償責任保険料及び自動車重量税を合算した金額を記載すること。

2 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 開札までに令和1・2・3年度の一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の内「建物管理等各種保守管理」のA、B、C又はD等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）の申請の時期及び場所については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付官報）に記載されている時期及び場所での申請を受け付ける。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされていない者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）であること。
(7) 平成16年度以降に元請けとして完成又は完了した以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす点検・整備業務又は仕事を完了させた実績を有し、その実績が証明できること。
① 陸用ポンプ設備又は水中ポンプ設備を製作し、据付して引き渡し完了した工事。
なお、当該実績が平成16年度以降に完成した地方整備局所掌の工事（港湾空港関係を除く。）に係るものにあつては、評定点合計が65点未満のもの又は仕事成績評定の通知を受けていないものは、施工実績として認めない。
② 陸用ポンプ設備又は水中ポンプ設備の修繕工事。
③ 陸用ポンプ設備又は水中ポンプ設備の点検整備業務。
④ 排水ポンプ車を製造し、納入した実績。
⑤ 排水ポンプ車（車両部を除く）の修繕、点検整備業務。
(8) 九州地方整備局管内に営業所等が所在すること。

(9) 本業務案件の配置予定管理技術者は、令和2年4月1日現在で次のア) 又はイ) の条件を満たすこと。

ア) 1級又は2級ポンプ施設管理技術者の資格を有する者

イ) 排水又は揚水ポンプ設備の点検整備における管理技術者又は工事(修繕(改造、更新含む) 工事含む) における主任(監理) 技術者としての実務経験を有する者。

ウ) 排水又は揚水ポンプ設備の製作・据付又は修繕(改造、更新含む) 又は点検・整備に関し、実務経験年数が以下のとおりの方

学歴	必要な実務経験年数	
	指定学科を修めた者	指定学科以外の者
大学卒業後	2年以上	3年以上
短大・高専卒業後	3年以上	4年以上
高校卒業後	5年以上	6年以上
その他の	8年以上	

なお、ここでいう指定学科とは「機械工学に関する学科」とする。

(10) 配置予定管理技術者は、入札参加希望者との間で直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

※恒常的な雇用関係とは、申請書等の提出日以前3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

(11) 事業協同組合として申請書を提出した場合、その構成員は、単体として申請書等を提出してはならないこと。

(12) 申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けはならないこと。

(13) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

①資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 子会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ) において同じ。) と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イ) において同じ。) の関係にある場合

イ) 親会社等と同じくする子会社等同士の間にある場合

②人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、ア) については、会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。) の一方が民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社をいう。) である場合を除く。

ア) 一方の会社等の役員(株式会社取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。) の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。) が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。) を現に兼ねている場合

ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

- ③その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記①又は②と同視しうる資
本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (14) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通
省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (15) 入札説明書の交付を直接受けた者であること。

3 入札書及び申請書等の提出場所等

- (1) 入札書及び申請書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒861-8029 熊本県熊本市東区西原1丁目12-1
九州地方整備局熊本河川国道事務所 経理課上席専門職 (内線220)
電話096-382-1127 fax096-382-0618
- (2) 入札説明書の交付場所及び交付方法
① 交付場所は、上記3(1)に同じ
② 郵送による交付は、郵送料を別に必要とする。
- (3) 持参又は郵送等による申請書等の提出期限
令和2年3月4日 17時00分
- (4) 持参又は郵送等による入札書の提出期限
令和2年3月23日 17時00分
- (5) 開札の日時及び場所
令和2年3月24日 13時00分 九州地方整備局熊本河川国道事務所入札室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 競争参加資格の確認のため入札者に要求される事項
本業務案件の入札に参加を希望するものは、分任支出負担行為担当官の交付する入札説明書
に基づく申請書等を作成し、上記3(3)に示す提出期限までに上記3(1)に示す場所に提
出しなければならない。
- また、開札日の前日までの間において分任支出負担行為担当官から申請書等の内容に関する
説明を求められた場合には、それに応じなければならない。
- なお、上記2(2)に掲げる一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)を有してい
ない者も上記4(3)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、
開札までに当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (4) 落札対象
申請書等を基に、分任支出負担行為担当官において競争参加資格が確認された入札書のみを
落札対象とする。
- (5) 入札の無効
競争に参加する資格を有しない者のした入札、九州地方整備局競争契約入札心得において示
した条件等入札に関する条件に違反した者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた
者のした入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を
取消す。
- (6) 契約書の作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

予算決算及び会計令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることができる。

また、原則として、当該入札の執行における入札執行回数は2回を限度とする。

なお、当該入札回数までに落札者が決定しない場合は、原則として予算決算及び会計令第 99 条の 2 の規定に基づき随意契約には移行しない。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 契約日は令和 2 年度予算が令和 2 年 4 月 1 日までに成立した場合は 4 月 1 日とし、4 月 2 日以降に成立した場合はその成立日とする。なお、契約日に関わらず、契約（履行）期間の始期は令和 2 年 4 月 1 日とする。

また、暫定予算となった場合、本業務案件に係わる予算が全額計上されているときは、全体の契約期間の契約とするが、当該予算が全額計上されていないときは、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみを契約とする。なお、本予算成立後は令和 3 年 3 月 31 日までとする。

(10) 本業務案件に関する詳細は入札説明書による。